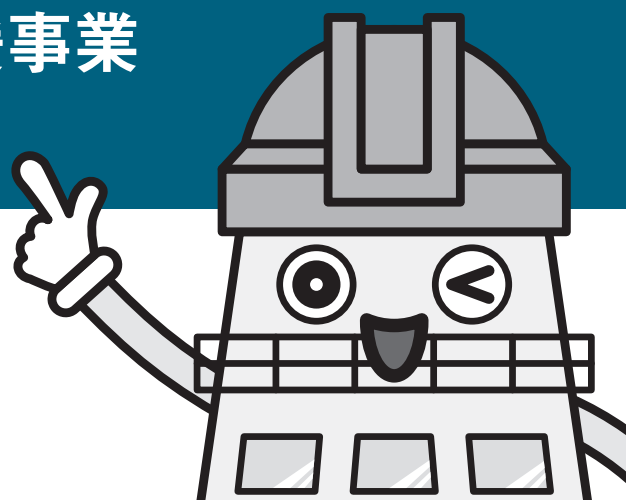


## まちづくり活動支援事業 補助金のお知らせ

町内団体・グループ等の皆さんの活動に対する補助制度です

この事業は、新たに実施する魅力あるまちづくり活動を支援するため、予算の範囲内において年間最大 10 万円（3 年を限度）で補助金を交付するものです。



### 申請期限

令和 2 年 5 月 29 日(金)まで

※申請書類に不備等がありますと受理できませんので、必ず事前にご相談ください。

### 補助対象事業者

対象となるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者です。

- 1 町内に拠点があり、かつ町内で活動する団体であること。
- 2 3 人以上で組織され、その 6 割が町内に在住・在勤していること。
- 3 組織の運営に関する規約等があり、代表者を有すること。

### 申請書類

申請書・団体等の会則・会員名簿・事業計画・予算書の提出が必要となります。

※申請書は、役場産業観光課にあります。事前相談の際にお渡しします。

### 補助対象事業

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1 | 生活（地域）環境の清浄、美観の維持推進等の事業     |
| 2 | 里山保存、溪流保存等の事業               |
| 3 | 地域に広く人材を求め、古くから伝わる文化を保存する事業 |
| 4 | 魅力あるまちづくりにつながる事業            |
| 5 | 町の特産品等の開発事業                 |
| 6 | その他の事業で町長が特に認めたもの           |

### 審査の方法

補助金の交付決定にあたり書類審査のほか、審査委員会でのプレゼンテーションを行います。

### 補助の対象となる経費

- ① 講師謝礼
- ② 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
- ③ 通信運搬費、広告料、手数料
- ④ 使用料、賃借料
- ⑤ 原材料費
- ⑥ 備品購入費
- ⑦ その他町長が特に認めたもの

### その他事項

- 補助金交付決定団体数が多い場合は、補助金交付額が満額とならない場合があります。
- 不適切な活動や補助金の目的外使用があった場合、町に補助金を返還していただきます。
- 補助対象事業に該当する事業を 10 年以上継続している場合や過去に補助金の交付を受けた団体で、補助金交付後 10 年以上活動を継続している団体については、1 年を限度に補助を受けることができます。

### 問い合わせ

役場産業観光課（第二庁舎 2 階）  
☎ 0493-65-1532

## 家族相談支援センターの相談業務のお知らせ

家族相談支援センターでは、住民の皆様からの様々な相談を受け付けています。

| 相談の名称     | 内 容                                                                                              | 相談員                 | 開催日程等                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 困りごと・迷惑相談 | 住民の様々な相談に対応する総合的な相談窓口                                                                            | 町の専門相談員             | ◆ 毎週月・火・木曜日<br>◆ 8時30分～17時                                                   |
| 消費生活相談    | 消費生活全般（売買、契約、金融等）に関する相談                                                                          | 消費生活相談員<br>町の専門相談員  | ◆ 毎週月・火・木・金曜日<br>◆ 8時30分～17時                                                 |
| 教育相談      | 不登校・いじめ・就学問題等の悩みや心配をお持ちの児童・生徒・保護者の相談                                                             | 町のエデュケーション相談員       | ◆ 毎週水曜日<br>◆ 9時～17時                                                          |
| 行政相談      | 行政への苦情や要望についての相談                                                                                 | 行政相談委員              | ◆ 毎月1回第2火曜日<br>（8月のみ第1火曜日）<br>◆ 13時30分～16時                                   |
| 住民法律相談    | 顧問弁護士による法律相談<br>1 件当たり 20 分<br>※相談を希望する方は、相談日の 1 週間前までに予約が必要です。                                  | 町の顧問弁護士             | ◆ 5月・7月・9月・12月・2月の第3水曜日<br>◆ 13時30分～16時                                      |
| 行政書士相談    | 官公署に提出する書類、権利義務及び事実証明に関する手続きに関する相談（相続、許可、土地の登記等）                                                 | 埼玉県行政書士会<br>東松山支部会員 | ◆ 5月・7月・11月・1月・3月の第3月曜日、9月の第3水曜日<br>◆ 10時～12時                                |
| 人権相談      | 人権に関する相談全般                                                                                       | 町人権擁護委員             | ◆ 6月の第1月曜日、9月・11月・1月・3月の第1水曜日<br>◆ 10時～15時                                   |
| こころの相談    | 精神保健福祉業務（相談、訪問、保健師、職員への技術指導・ソーシャルクラブ等の援助・アルコール問題に悩む家族会や教室の援助・各種研修支援・その他）<br>※相談を希望する方は事前予約が必要です。 | 精神保健福祉士             | ◆ 毎月2～3日<br>※開催日は毎月本紙でお知らせします<br>◆ 9時30分～16時30分<br>◆ 会場 保健センター<br>◆ ☎65-1010 |

会場・問 家族相談支援センター（ときがわ町大字玉川 2515 番地 活き生き活動センター内） ☎ 66-0222

※相談は無料です。ご相談はときがわ町の住民の方に限ります。

※相談日等については毎月広報ときがわでお知らせします。